特別養護老人ホーム山科すみれ園

褥瘡発生予防に関する指針

1. **褥そう予防に関する考え方**

当園は、入居者の健康で尊厳ある生活実現のため、適切な介護環境を作り上げることを第一と考え、褥そうの発生防止に向けた体制の整備を行うとともに、褥そう予防に関する指針を定めます。

1. **褥そう予防に向けての基本方針**

* 褥そう予防に対する体制の整備

➡褥そう発生予防と早期対応のため【褥そう対策委員会】を設置します。

* 多職種による包括的支援

➡各職種の専門性に基づく包括的支援（チームケア）を基本とします。チームケアは内部のみならず、必要に応じて外部の褥そう予防に関する専門家とも連携します。

* 職員教育及び研修

➡褥そう発生の予防に対する知識の習得や施設の方針の徹底、情報の伝達などを目的として研修会などを定期的（新任時及び年2回以上）に実施します。

1. **褥そう予防に対する体制の整備**

【褥そう対策委員会の設置について】

　褥そう予防対策と発生時における治療やケア対応を効果的に推進することを目的として、褥そう対策委員会（以下、委員会）を設置します。

褥そう予防対策担当者：特別養護老人ホーム山科すみれ園看護師

　➡当園看護師の中から委員長を選出し、次の役割を担うこととします。

　　①委員会の議事進行　　②褥そう予防のためのマニュアル等に関する原案作成

　　③園内のリスク者の情報収集・管理・事例調査　　④研修等の企画

委員会の構成

　　①施設長　②看護師　③生活相談員　④管理栄養士　⑤施設ケアマネジャー　⑥介護士

委員会の開催

　　＊委員会は偶数月を開催月とし、褥そう発生時等は毎月開催します。

委員会の役割

　　＊褥そうの予防及び発生時の体制の確立

　　＊褥そう予防のための指針やマニュアルの作成と見直し

　　＊褥そうリスク者の全体数の把握及びケア計画評価の推移確認と分析、対応検討など

　　＊褥そう予防に関する様式の見直しや作成

　　＊褥そう予防に関する職員研修の企画と実施（年2回及び新任時）

　　＊褥そう予防に関する適切な福祉用具の選定

1. **褥そうの発生予防及び治療対応**

褥そうの発生予防と早期対応を目的とし、以下の対応を行います。

●リスクの評価について

褥そうハイリスク者の抽出を、【厚生労働省危険因子評価表】を用いて褥そうのリスク評価を行い、ハイリスク者の早期抽出を行います。

褥そうの評価はDESIGN-Rにて評価します。

●褥そう発生予防及び治療の実施

診療計画に従います。

1. **褥そう予防に関する各職種の役割**

各専門職の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、各々の果たすべき役割に責任を持って対応します。

|  |  |
| --- | --- |
| 【職種】 | 【役割】 |
| 医師 | 定期的な診療や処置方法の指示 |
| 看護職員 | 医師又は協力病院との連携、褥そうの処置と処置内容の記録、褥そうケア計画の立案と経過記録の整備、職員への指示等 |
| 介護職員 | ケア計画に基づくきめ細やかなケアの提供、衛生管理、排泄や入浴、清潔保持、個々に応じた体位交換や安楽な座位保持等の工夫、状態観察及び記録整備、褥そう発生予防への日常的な取り組み等、ケア計画書への評価や意見など |
| 機能訓練指導員 | 個人ごとのポジショニング指導や助言、必要に応じてケア計画書への助言や意見、褥そう予防用具の選定や管理等 |
| 生活相談員及び  施設ｹｱﾏﾈｰｼﾞｬｰ | ケア計画書に基づくチームケア、外部の専門機関との連携、家族への対応、褥そう発生予防への取り組みと体制つくり |

1. **褥そう予防の手順**

※褥そう予防のためのケア計画書の作成

褥そう予防対策担当者は、【厚生労働省危険因子評価表】により抽出された褥そうハイリスク者に対し、褥そう予防のための計画書を作成します。

※褥そう予防の実践

各専門職はケア計画書に則り、日常的なケアにおいて褥そう予防対策を実践します。

※褥そう予防の評価

ケア計画書に基づいた実践結果を2ヶ月ごとに（委員会開催月に合わせて）評価します。

1. **外部専門家との連携**

必要に応じて外部の専門家（医療・介護・介護機器等）と積極的に連携し、より質の高いケアにつながるよう努めます。

1. **職員に対する教育・研修**

褥そう予防に関する基礎知識や技術を身に着けることを目的として、委員会が中心となって施設内研修を行います。実施回数としては年2回を基本とし全職員を対象とします。また新任時研修にも褥そう予防に関する研修を組み込み、基礎知識の習得・確認を目的に実施します。

1. その他

記録の保管：委員会における審議内容や諸記録は5年間保管します。

指針公開：本指針はホームページ上で公開し、いつでも誰でも閲覧できるようにします。

付則：この指針は令和6年3月1日より施行します。